

令和4年度第1回四街道市都市計画審議会 会議録

日時 令和4年7月22日（金） 15時30分～16時40分

場所 四街道市文化センター 203号室

出席者 （敬称略）

（委員）寺木彰浩、白井清、矢澤裕、六平暁、市原敏彦、宮下直也、戸田由紀子、
西塚義尊、本田良、伊藤靖士、富沢マミ、鈴木剋之
※鈴木英朗は欠席

（事務局）鈴木市長、野口都市部長、河野都市部副参事、白鳥都市計画課長、
齋藤係長、池沢主任主事、橋本主事

【会議次第】

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委嘱状交付式
4. 委員紹介
5. 会長選出
6. 会長挨拶
7. 会長職務代理者及び会議録署名人の指名
8. 議事
（議案・四街道市決定）
議案第1号 四街道都市計画生産緑地地区の変更について
（諮問）
諮問第1号 特定生産緑地の指定について
9. その他
（報告事項）
特定生産緑地の指定解除及び特定生産緑地の状況について
10. 閉会

【会議の内容】

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委嘱状交付式
・委員任期が新しくなったことから、鈴木市長から各委員へ委嘱状の交付を行った。
4. 委員紹介
・委員任期が新しくなったことから、各委員及び事務局職員の紹介を行った。
5. 会長選出
・新たな会長の選出の選出方法については、全会一致で指名推選によるものとされ、
白井委員から推薦を受けた寺木委員が全会一致により会長に就任した。

6. 会長挨拶

7. 会長職務代理者及び会議録署名人の指名

- ・寺木会長の指名により、職務代理者に白井委員が就任した。
- ・寺木会長の指名により、本審議会の議事録署名人に戸田委員及び富沢委員が承諾した。
- ・本審議会の会議録のなかで、発言者名を明記することについて異議なしのため、会議録に発言者名を明記することとなった。
- ・議事に入る前に鈴木市長より付議文1通、諮問文1通を寺木会長へ提出。

8. 議事

- ・寺木会長より会議の公開、非公開を諮り、異議なしで公開決定。(傍聴者0名)
- ・寺木会長より傍聴者への資料の配布及び会議終了後の会議次第以外の資料の回収を諮り、異議なしで決定。

(議案・四街道市決定) 議案第1号 四街道都市計画生産緑地地区の変更について

- ・生産緑地地区制度について事務局(課長)より説明。
- ・議案第1号 「四街道都市計画生産緑地地区の変更について」を事務局より内容説明。
- ・質疑応答。

伊藤委員 53号と97号は同じ所有者なのか。

また、53号は廃止になるのか。

事務局(課長) 所有者については、元々の53号鹿渡地区第11号生産緑地地区の所有者は二人だった。

当該地区の間に都市計画道路が計画されており、二つに分断され、元々あった53号鹿渡地区第11号生産緑地地区の面積は減少するが、そのまま都市計画道路の北側に残り続ける。

そして、分断された結果、南側となる生産緑地地区については、鹿渡地区第19号生産緑地地区として新たな名称がつけられることとなる。

面積は、都市計画道路部分の換地がされることから、変更はない。

伊藤委員 これに関連して、二つの生産緑地が一体とみなされる考え方を教えてほしい。

事務局(係長) 間に入っている道路の幅員が6m未満の場合、一団の土地とみなし、同一の番号、地区となる。当該地区の間に入る都市計画道路の幅員は6mを超えるため一団の土地とはみなさず、元々の53号と新たに97号として分けることとなった。

白井委員 分断された後の53号鹿渡地区第11号生産緑地地区は、1-5の図中、赤丸がついている2カ所で間違いはないか。

事務局(課長) 間違いはない。

白井委員 都市計画道路部分の廃止になる面積とそれに伴う換地部分の面積を合わせると、全体の面積に変更がないということか。

- 事務局(課長) 仰せのとおり。
- 白井委員 追加される換地部分は、生産緑地としての機能を果たすことができるのか。
- 事務局(係長) 現状は畑として可能な状態である。
- 寺木会長 他に質問等はあるか。他に無いようなので、採決をとる。
- ・議案第1号の採決が諮られ、承認された。

(諮問) 諮問第1号 特定生産緑地の指定について

- ・特定生産緑地について事務局(課長)より説明。
 - ・諮問第1号 「特定生産緑地の指定について」を事務局より内容説明。
 - ・質疑応答。
- 伊藤委員 53号と97号について、一部が特定生産緑地になるということか。
- 事務局(課長) 仰せのとおり。
- 白井委員 2-1の一覧に記載の面積は、既決定の部分を除いて、今回指定する区域の面積ということによろしいか。
- 事務局(課長) 仰せのとおり。
- 寺木会長 他に質問等はあるか。他に無いようなので、採決をとる。
- ・諮問第1号の採決が諮られ、答申された。

9. その他

(報告事項) 特定生産緑地の指定解除及び特定生産緑地の状況について

- ・特定生産緑地の指定解除及び特定生産緑地の状況について、事務局より説明を行った。
 - ・質疑応答。
- 伊藤委員 53号は令和4年9月に指定解除となり、特定生産緑地では無くなるというか。
- 事務局(課長) 仰せのとおり。
- 伊藤委員 だから地区数が1つ減ったということか。
- 事務局(課長) 53号は、全体のうち一部が指定されるため、地区数に変動はない。
- 伊藤委員 3-5「2. 特定生産緑地指定に関する割合」中、[希望なし3.77%]について、これは宅地化されるということか。
- 事務局(課長) 詳細は把握していないが、特定生産緑地に指定しない場合、建物の建築や、更地として管理し今後の計画を考えていくことが考えられる。
- 戸田委員 今回、特定生産緑地に指定した土地所有者の平均年齢を教えてください。
- 事務局(課長) 手続きの中で年齢の記載までは求めていないことから、把握していない。
- 寺木会長 指定は諮問になっているが、指定解除はこれからか、それとも手続き上不要なのか。
- 事務局(係長) 特定生産緑地の指定解除については、生産緑地法で特に定められていな

いので、本来、都市計画審議会にかける必要性は無いが、指定の際に当該審議会で決定した以上報告したいと考えている。

寺木会長 3-3に特定生産緑地指定箇所（最終）となっているが、「現時点」の内容という意味でよろしいか。

事務局(係長) 仰せのとおり。

寺木会長 他に質問等はあるか。他にないようなので、事務局から何かあるか。

事務局(課長) 令和4年度から新たな都市計画マスタープランの策定に着手する。現在、策定業務を委託する業者を公募で募り、プロポーザル方式で選定、契約する予定。

次回の都市計画審議会において、スケジュール等の報告をさせていただく。

寺木会長 次回の都市計画審議会はいつ頃開催予定か。

事務局(課長) 10月を予定している。詳細は、今後ご連絡させていただく。

寺木会長 その他、報告事項はないか。

事務局(課長) 他に報告事項はない。

10. 閉会

会議録著名人 戸田 由紀子

会議録著名人 富沢 マミ